89	(1)　大阪府高槻市番田２－１－１　(39.00) (2)　大阪府四條畷市大字清瀧1347－２外　(348.00)	北緯34度49分03秒東経135度37分25秒の地点と北緯34度43分59秒東経135度39分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
90	(1)　大阪府枚方市渚内野４－10－１　(25.00) (2)　大阪府四條畷市大字清瀧1347－２外　(358.00)	北緯34度49分17秒東経135度39分32秒の地点と北緯34度43分57秒東経135度39分44秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
91	(1)　大阪府八尾市新家町１－97　(27.50) (2)　大阪府東大阪市上四条町1900－３　(490.00)	北緯34度38分42秒東経135度36分06秒の地点と北緯34度39分58秒東経135度39分51秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
92	(1)　大阪府池田市東山町５－399　(345.50) (2)　大阪府摂津市三島１－１－１　(41.40)	北緯34度50分13秒東経135度26分57秒の地点と北緯34度46分46秒東経135度33分28秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
93	(1)　大阪府池田市東山町５－399　(357.50) (2)　大阪府豊能郡能勢町下田尻55－５　(416.70)	北緯34度50分27秒東経135度26分29秒の地点と北緯34度55分13秒東経135度26分34秒の地点を結ぶ直線及び北緯34度55分17秒東経135度26分34秒の地点と北緯34度57分26秒東経135度26分36秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
94	(1)　大阪府東大阪市荒本北50－４　(112.6) (2)　大阪府東大阪市稲葉１－１－９　(33.90)	北緯34度40分46秒東経135度36分04秒の地点と北緯34度40分16秒東経135度36分30秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
95	(1)　島根県松江市西津田二丁目６番28号　(47.90) (2)　島根県雲南市加茂町岩倉1027番地38　(299.60)	北緯35度27分35秒東経133度04分26秒の地点と北緯35度27分19秒東経133度03分54秒の地点を結ぶ直線及び北緯35度27分14秒東経133度03分44秒の地点と北緯35度22分09秒東経132度53分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
96	(1)　山口県美祢市大嶺町東分358－１　(107.00) (2)　山口県美祢市伊佐町伊佐字浴山1759－１　(461.00)	北緯34度10分02秒東経131度12分27秒の地点と北緯34度09分05秒東経131度13分03秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
97	(1)　山口県下関市豊田町大字江良字華山135―27　(722.50) (2)　山口県下関市豊北町大字角島字正ノ田1768－１　(31.10)	北緯34度11分03秒東経131度01分49秒の地点と北緯34度21分05秒東経130度51分53秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
98	(1)　山口県下関市豊田町大字江良字華山135―27　(725.00) (2)　山口県下関市豊北町大字滝部字幸神1244－１　(120.20)	北緯34度11分03秒東経131度01分49秒の地点と北緯34度17分45秒東経130度56分54秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
99	(1)　山口県下関市豊田町大字江良字華山135―27　(728.50) (2)　山口県下関市豊浦町大字黒井字五歩744－３　(35.85)	北緯34度11分00秒東経131度01分47秒の地点と北緯34度10分54秒東経131度01分33秒の地点を結ぶ直線及び北緯34度10分51秒東経131度01分26秒の地点と北緯34度07分51秒東経130度54分26秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
100	(1)　山口県下関市大字楠乃字霊鷲555第２　(309.00) (2)　山口県下関市豊田町大字江良字華山135―27　(725.00)	北緯33度59分29秒東経130度57分57秒の地点と北緯34度11分00秒東経131度01分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
101	(1)　山口県美祢市伊佐町伊佐字浴山1759－１　(465.90) (2)　山口県下関市豊田町大字江良字華山135―27　(725.00)	北緯34度09分02秒東経131度12分58秒の地点と北緯34度11分01秒東経131度01分54秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
102	(1)　山口県下関市岬之町17－１　(43.45) (2)　山口県下関市大字楠乃字霊鷲555第２　(309.00)	北緯33度57分04秒東経130度56分08秒の地点と北緯33度57分12秒東経130度56分15秒の地点を結ぶ直線及び北緯33度57分17秒東経130度56分19秒の地点と北緯33度59分20秒東経130度57分52秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
103	(1)　宮崎県宮崎市橘通東２－10－１　(60.70) (2)　宮崎県宮崎市高岡町内山3003　(131.20)	北緯31度54分39秒東経131度25分23秒の地点と北緯31度56分23秒東経131度20分44秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

4　電気供給業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　埼玉県川越市むさし野37－１　(101.72) (2)　栃木県栃木市岩出町字角道673―13　(313.10)	北緯35度53分28秒東経139度27分53秒の地点と北緯36度21分54秒東経139度41分07秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　東京都町田市真光寺町２－160　(185.00) (2)　神奈川県相模原市緑区三井字大澤入1431　(446.00)	北緯35度36分18秒東経139度27分29秒の地点と北緯35度36分09秒東経139度15分55秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　京都府綾部市上八田町菜ヶ戸９　(172.00) (2)　京都府綾部市井根町西山２－１　(536.30)	北緯35度21分06秒東経135度15分57秒の地点と北緯35度21分44秒東経135度21分05秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　兵庫県川辺郡猪名川町柏原字尾野ヶ嶽１の384　(749.90) (2)　京都府綾部市井根町西山２－１　(536.30)	北緯35度00分35秒東経135度18分52秒の地点と北緯35度21分43秒東経135度21分08秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域